

【水質関係】

1 人の健康の保護に関する環境基準表

(単位 :mg/L)

項目	基準値	項目	基準値
カリウム	0.003 以下	1,1,2-トリクロロエタン	0.006 以下
全シアン	検出されないこと	トリクロロエチレン	0.01 以下
鉛	0.01 以下	テトラクロロエチレン	0.01 以下
六価クロム	0.02 以下	1,3-ジクロロプロペン	0.002 以下
砒素	0.01 以下	チウラム	0.006 以下
総水銀	0.0005 以下	シマジン	0.003 以下
アルキル水銀	検出されないこと	チオベンカルブ	0.02 以下
PCB	検出されないこと	ベンゼン	0.01 以下
ジクロロメタン	0.02 以下	セレン	0.01 以下
四塩化炭素	0.002 以下	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10 以下
1,2-ジクロロエタン	0.004 以下	ふっ素	0.8 以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1 以下	ほう素	1 以下
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04 以下	1,4-ジオキサン	0.05 以下
1,1,1-トリクロロエタン	1 以下		

1. 基準値は年間平均値とする。(全シアンに係る基準値については最高値とする。)
2. 「検出されないこと」とは定められた測定方法の定量限界を下回ることをいう
3. 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、規格43.2.1、43.2.3、43.2.5又は43.2.6により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数0.2259を乗じたものと規格43.1により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数0.3045を乗じたものの和とする。

2 類型別河川の環境基準表

(単位 :mg/L)

項目 類型	利用目的の 適応性	基準値					
		水素イオン 濃度 (pH)	生物化学的 酸素要求量 (BOD) (mg/L)	浮遊 物質 量 (SS) (mg/L)	溶存 酸素量 (DO) (mg/L)	大腸菌数 (CFU/100mL)	さいたま市内の 該当水域
AA	水道1級、自然環境 保全及びA以下の欄 に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	1 以下	25 以下	7.5 以上	20 以下	-
A	水道2級、水産1級、 水浴及びB以下の欄 に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	2 以下	25 以下	7.5 以上	300 以下	荒川
B	水道3級、水産2級 及びC以下の欄に掲 げるもの	6.5以上 8.5以下	3 以下	25 以下	5 以上	1000 以下	-
C	水産3級、工業用水 1級及びD以下の欄 に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	5 以下	50 以下	5 以上	-	荒川・元荒川・ 鴨川・綾瀬川
D	工業用水2級、農業 用水及びEの欄に掲 げるもの	6.0以上 8.5以下	8 以下	100 以下	2 以上	-	芝川
E	工業用水3級、環境 保全	6.0以上 8.5以下	10 以下	ごみ等の 浮遊が認め られない こと。	2 以上	-	

1. 基準値は日間平均値とする。
2. BODについての環境基準の適否を年間通して判断するには、年間の日間平均値の全データをその値の小さいものから順に並べ0.75×n番目(nは日間平均値のデータ数)のデータ値をもって75%水質値とする。